

「市民雪寄せ場」を募集しています(令和5年度)

青森市では、住宅密集地に空き地を所有されている方が、冬期間、地域の雪寄せ場として無償で町内会に貸付けした場合、翌年度の固定資産税の一部を減免する「市民雪寄せ場事業」を行っております。

【市民雪寄せ場の概要】

- ① 雪寄せ場は、地域住民がスノーダンプ等の人力で雪を置くために利用します。
- ② 雪寄せ場は、町内会が適正に管理し、期間終了後は原状に戻します。
- ③ 雪寄せ場には市が看板を設置します(ただし、数に限りがあります)。
- ④ 貸付期間は原則として、12月1日から翌年3月31日までの期間です。
- ⑤ 貸付けをした土地の、翌年度の固定資産税の3分の1を限度に減免します。

【市民雪寄せ場の申し込み方法】

- ① 市民雪寄せ場を提供できる方は、雪寄せ場候補地のある町内会と協議の上、土地使用貸借契約書を取り交わしてください。(別紙参照)
- ② 都市整備課へ(令和5年11月30日までに)直接又は郵送(当日消印有効)で以下の書類を提出してください。

- ・土地使用貸借契約書(写し)
- ・市民雪寄せ場の排雪に関する同意書
- ・市民雪寄せ場の位置図

※申し込み手続きは毎年度必要です。

【固定資産税の減免の手続き】

○令和6年4月に固定資産税納税通知書が届いたら、同封した減免申請書に必要な事項を記入の上、納税支援課へ提出(申請)してください。

※契約書や減免申請書の提出が無い場合は、冬期間、雪寄せ場として使用していても、固定資産税の減免が受けられませんので、書類の提出忘れにご注意ください。

<問合せ先> 【浪岡地区】

[市民雪寄せ場の相談・申し込みについて]

浪岡振興部 都市整備課 維持管理チーム Tel 0172-62-1168

[減免申請手続きについて]

浪岡振興部 納税支援課 証明チーム Tel 0172-62-1186

(〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1)